

○宗像市教育旅行誘致促進奨励金交付要綱

令和5年5月22日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内観光業の振興及び地域経済の活性化、並びに教育旅行で訪れた児童及び生徒が宗像市を思い出の場所として将来旅行先に選んでもらうことを目的に、市内に教育旅行を誘致する者に対し、予算の範囲内で補助する宗像市教育旅行誘致促進奨励金（以下「奨励金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育旅行 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）が学校行事の一環として行う教育活動をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項及び第3項の営業に係る施設をいう。
- (3) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。

(交付対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業は、延べ30泊以上の宿泊規模で市内の宿泊施設に宿泊する教育旅行（市内の学校が実施する教育旅行を除く。）とする。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、交付対象事業を手配した旅行者とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象事業1件あたり、次の各号に掲げる宿泊規模に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊数30泊以上99泊以下 30,000円
- (2) 宿泊数100泊以上199泊以下 40,000円
- (3) 宿泊数200泊以上399泊以下 45,000円
- (4) 宿泊数400泊以上 50,000円

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宗像市教育旅行誘致促進奨励金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （１）旅行手配契約書その他の教育旅行を手配したことを証する書類
- （２）交付対象事業に係る行程表
- （３）市内の宿泊施設に宿泊したことを証明する書類

２ 交付申請書の提出期限は、交付対象事業終了後１４日を経過した日又は補助対象事業を実施した日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、奨励金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）にあっては、併せてその額を確定するものとする。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、奨励金として交付すべき額を交付決定者の請求に基づき交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な行為により奨励金の交付決定を受けたと認められるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

２ 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知しなければならない。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期間を定めてその全額の返還を命じることができる。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

２ この告示は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの告示

に基づき交付を決定された奨励金については、この告示の失効後も、なお効力を有する。

(令6告示26・令7告示74・一部改正)

附 則 (令和6年2月28日告示第26号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第74号)

この告示は、令和7年3月31日から施行する。